

第十五部

第四回 参議院労働委員会會議録第一号

昭和二十三年十二月六日(月曜日)

委員氏名

委員長 山田 節男君  
理事 一松 政二君  
委員 平野善治郎君  
早川 慎一君  
原 虎一君  
村尾 重雄君  
山口政五郎君  
森田 豊義君  
門屋 盛一君  
竹下 豊次君  
田村 文吉君  
渡多野林一君  
水橋 藤作君  
平野 成子君

本日の會議に付した事件

○適合委員会開會に関する件

○調査承認要求に関する件

○公共企業体労働関係法案(内閣送付)

○職業安定法第十二條第十一項の規定に基づき、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關し議決を求めるの件

午前十一時三十八分開會

○委員長(山田節男君) それでは只今から労働委員会を開会いたします。

議題の第一といたしましては、昭和二十三年十一月以降の政府職員俸給等に関する法律案、これが大蔵委員会の方へ付託されましたにつきまして、人事、労働、大蔵三委員会が適合委員

第十五部

労働委員会會議録第一号 昭和二十三年十二月六日【参議院】

したと思ひますが御異議ございませんか。

會を開催したいという大蔵委員長からの申入れがございましたので、この適合委員会に当労働委員会が参加することについて御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山田節男君) それでは御異議のないものと認めまして、本日午後一時からの適合委員会に労働委員は参加することにいたします。

次の議題は、本國會における調査承認要求の件に関する件でございます。柴田専門員から御説明を願います。

○専門員(柴田豊義君) これは二件ございまして、一件は一般労働問題に関する調査でございますが、これは第一國會から引續きまして第二國會、第三國會と継続して調査承認の許可を得たものでございまして、労働問題が現下國政の最も重要な問題として、國民生活に大なる關係を有するに至りました実情に鑑みまして、この調査承認の許可を得たのでありますが、現下の社會情勢に鑑みまして、更に力強く一般労働問題の調査を継続してする必要がある。殊に最近國家公務員法の改正法案が國會を通過いたしました以来、日々變遷極まりない労働情勢となつて来ておりますので、現下この調査を一時も忽せにすることができない状態でありまして、これを今期國會にも継続して頂きたいと思つております。次にこの調査承認要求書を朗読いたします。

一般労働問題に関する調査承認要求書

一、事件の名称 一般労働問題に関する調査

一、調査の目的 労働基準法、労働者災害補償保険法の施行状況、職業安定法、失業保険法の施行状況、労働委員会の運営状況、各種労働施設の運営状況、失業対策その他現下の一般労働問題を調査研究する

一、利益 政府及び労働者、雇用者各代表者より一般労働問題に関する説明及び意見を聴取し、並びに各種の労働施設を实地調査して労働法の完全なる施行に寄與する

一、方法 関係者から意見を聴取し、且つ必要に應じ労働施設を实地調査する

一、期間 今期國會開會中右本委員会決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十三年十二月六日 労働委員長 山田節男

参議院議長 松平恒雄殿 参議院議長 松平恒雄殿

要性に鑑みまして、今期國會においても朗読してこの調査に従事したいと考えております次第でございます。内容は前國會において申上げました通りでございますが、次にその要求書を朗読いたします。

労働委員会の調停斡旋仲裁等の不当処理等に関する調査承認要求書

一、事件の名称 労働委員会の調停斡旋仲裁等の不当処理等に関する調査

一、調査の目的 中央労働委員会及び地方労働委員会の調停斡旋仲裁等の不当処理の有無を調査し、不当処理の事実があるときは、國の最高機関としての國會の立場からこれを指摘し、当該委員会等に対し勧告を行う等必要な処置をなすことを目的とする

一、利益 労働組合、労働関係調整法その他の関係法令の完全な施行を促し、併せて労働委員会の適法なる民主的運営と能率的処理を図り以て労働委員会の調停斡旋仲裁等の処理を適正に導くことに寄與する

一、方法 労働委員会関係者を証人として喚問し、併せて实地につき調査する

一、期間 今期國會開會中右本委員会決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十三年十二月六日 労働委員長 山田節男

参議院議長 松平恒雄殿

○委員長(山田節男君) 只今専門員をして朗読させました調査承認要求の件につきまして、議長に承諾を求めることに提出いたしました異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山田節男君) それでは御異議のないものと認めまして、これを早速議長の方に提出いたします。

只今から公共企業体労働関係法案の提案の理由を竹下政府委員からお願いいたします。

○政府委員(竹下豐次君) 只今議題になりました公共企業体労働関係法案につきまして、その提案理由と大體の構成について御説明申し上げます。

先ず提案理由の第一といたしましては、七月二十二日附を以てマッカーサー元帥より當時の芦田内閣総理大臣に対して、國家公務員法の改正に關する書簡の参りましたことはすでに御承知の通りであります。この書簡におきまして、現在特別会計によつて行われている鉄道事業及び事業事業については公共企業体の組織替えが示唆され、第三臨時國會におきまして、日本國有鉄道法及び日本專賣公社法が成立いたしましたのであります。この二つの法律によりまして、これら公共企業体の職員には國家公務員法が適用されないこととなるのであります。このため公共企業体の職員には労働組合法及び労働関係調整法が適用されることになりま

業体ではありませんが、その特異性に鑑み、完全固有の法人として國家の嚴重な管理と監督の下に運営されることになつておりまして、一般民間の企業又は或る程度の國家の管理を受けている企業とはその性格を異にするのでありまして、マッカーサー元帥の書簡にありまうように、職員の責任の遂行を怠ることにやつて、公共企業体の業務運営に支障を起すことになきように、公共の利益を擁護する方法が確立されなければなりません。このため公共企業体の職員労働組合及び労働関係については、労働組合法及び労働関係調整法の規定いたしまするもののみにては不十分と考えられますので、これに對処する必要な措置を講ずるため、この法案を提出いたした次第であります。

第二の理由といたしましては、公共企業体の労働関係は、第一に述べましたような公共企業体の性格から共通の特異性を持つものでありますので、日本國有鉄道と日本専賣公社とに、個別の労働関係に関する法制的措置を講じますことは適當でなく、且つ又、公共企業体の労働関係を統一的に把握する見地よりしまして、不當であると考えられますので、この法案によりまして、統一の取扱をいたすようにいたしました。

第三の理由といたしましては、公共企業体の職員には団体交渉権は労働組合法の定めるところにより、完全に保有するものであります。これが行使の方法につきまして、従来一般組合においてはややもすれば混乱を生じ、無用に労働紛争を生ぜしめている傾向があります。併しなから、かかる混乱は努めて排除されることが望ましいこと

であります。特に公共企業体においてこれら無用な紛争を極力排除することにより、正常な団体交渉を保障し、これによつて職員の地位の維持向上を図り、以て公共企業体の能率発揮と正常な運営を確保しようとする法制的措置を必要としたことでもあります。

第四の理由といたしましては、公共企業体の職員には、國家公務員に認められるその地位に関する特別の保障がありませんから、これに代えて完全なる団体交渉と、適正迅速な調停と、嚴正なる仲裁との制度を確立することにより、職員の生活の安定を保障する必要があるものであります。これに関する法制的措置を講ずるを必要としたことでもあります。尙この点に關しましては御承知のように、先程申しましたマッカーサー元帥の書簡におきましても、かかる仲裁、調停の制度が設けられることが示唆されております。

以上はこの法案を提出いたしました理由であります。続いて法案の大體の構成について御説明申し上げます。第一章の冒頭におきまして、この法案の目的が、公共企業体の職員の苦情と紛争とを友好的且つ平和的に調整するため、団体交渉の慣行と手続とを確立いたしますことにより、公共企業体の正常な運営を最大限に確保し、以て公共の福祉を増進することにあることを規定いたしました。立法の趣旨を明らかにいたし、更に関係者が公共企業体の重要性に鑑み、紛争をできるだけ防止し、主張の不一致を友好的に調整するために最大限の努力を盡すべきことを義務付けている次第であります。

第二章におきましては、職員の組合の民主性、自主性を保障するための規定を設けまうと共に、公共企業体の廣く國民に開放されるべき性質より、オープン・ショップ制を規定し、更に公共企業体の運営を正常に確保する必要上、職員の組合に加入し得ない者の範囲を明らかにしておるものであります。併しなから一方においては職員の組合が健全に発達いたしますことは、民主主義の発達に極めて望ましいことであるから、職員が組合員であること、組合の正常な行爲をしたことを理由にして、如何なる差別待遇も受けないこととし、万が一かかる差別待遇がなされたときは、仲裁委員会の命令によりかかる行爲の取消を命ぜられることにいたしました。労働組合法第十一條違反処理に伴う欠点を是正いたし、職員の組合の健全なる自主的の発達に法上の保護を與えております。

第三章は、団体交渉の手続に關し、先ず第八條において団体交渉の範囲を明確にいたし、団体交渉の対象から公共企業体の管理及び運営に關する事項を除き、更に同條第二項において、その範囲を明示して、労働条件或いは密接に關連あるものに限り団体交渉が行い得ることとして、この交渉範囲をめぐつて生ずる無用の混乱を避けております。第九條より第十四條におきましては、団体交渉が、公共企業体を代表する交渉委員と職員を代表する交渉委員によつてのみ行われ、而も交渉委員は団体交渉を行うに適當な、予め定められた單位ごとに設けられることを規定いたし、団体交渉の統制ある慣行を確立しようとしております。これらの單位又は交渉委員は、公共企業体又は職員組合の自主的決定に待つものであります。これがいろいろな事情によりまして、企業体又は職員がみずからでは決定し得ないときは、労働省において當事者の意向、特に職員の意向を十分に尊重して、單位については労働大臣みずからが、職員の交渉委員については、労働大臣の定めた手続に従つて職員自身によつて決定されるよう措置いたして努めて自主的に決定されることを建前としております。

併し以上の点につきましては、労働組合運動の発達において日の浅い我が國におきまして、未だ慣行的に確立されたものはないのでありますから、多少実施上困難があるかと思ひます。併しなから組合が一つの企業体に二つ以上存在します場合は、往々にして組合相互におきまして、団体交渉について争ひを生じ、このため職員に無用の紛争を引き起すこともアメリカ等におきましては從來経験されておるところであり、我が國におきましても、最近においてはこの虞れもあるわけでありまして、この第三章で規定しますような手続により、これらの無用の混乱を防ぎ、よき慣行を確立することにより、団体交渉の円滑、正常なる発達を願ひ、この点からの労働関係の不安を除きたんと存する次第であります。団体交渉に關しましては、これが公共企業体の職員に對する重要性に鑑み、特に第十五條において、毎年一回は基礎的労働條件の確定のため団体交渉が行われ、これにより労働協約を締結することを特に法律上の必要事としたしております。併しなから公共企業体の予算経理については、國會及び政府の嚴重な監督下にあることが予定されますので、これに關連して國會の所要の措置が取られるまで、労働協約の効力の発生を停止するの規定を第十六條に規定しております。

第四章におきまして、職員の争議行爲を禁止いたすことにはいたしてありますが、これは公共企業体が完全固有の法人でありますので、これに對して争議行爲を行いますことは、延いては國家に對し脅威を及ぼすことになり、更に公共企業体が再建途上の國家經濟と國民の福祉に占める重要性に鑑みまして、これが業務の運営の停滯は寸時といへども許されません。かかる事情よりして止むを得ず争議行爲禁止の措置を講ぜざるを得なかつたのであります。併し、この半面におきましては、完全なる団体交渉権の行使と公正なる調停及び仲裁機關の迅速適確なる活動により、職員の地位の向上については十分なる保障がなされることになつております。

第五章におきましては、苦情及び紛争の調整と、調停の方法と、その機關を設け、苦情処理の適正なる解決のため、苦情処理共同調整會議を公共企業体の交渉單位に設けしめ、職員の日常の不平を迅速に解決して行くこととし、これによつて尙解決しないものは、調停委員會の調停に待つこととしたしております。調停委員會は、日本國有鉄道及び日本専賣公社ごとに別個に設け、中央及び所要の地域に設けることとしたしております。この二つの企業体の業種の相違に鑑みて別個にいたしておる次第であります。この調停委員會は三名で構成され、その中の二名は企業体と職員との推薦する者から選び、他の一名はこの二名の選ぶ者を

あります。併しながら、かかる混乱は  
努めて排除されることは望ましいこと  
第二章におきましては、職員の組合  
の民主性、自主性を保障するための規  
を確立しようとしております。これら  
の単位又は交渉委員は、公共企業体又  
については、国会及び政府の厳重な監  
督下にあることが予定されますので、  
名は企業体と職員との推薦する者から  
選び、他の一名はこの二名の選出者を

当てることにいたしておりますが、こ  
れは調停に当る委員に關係当事者の意  
向をよく理解し得る者を得ることによ  
り苦情及び紛争の解決を迅速にするた  
めであります。調停の開始のうち、強制  
調停が労働、運輸、大蔵の各大臣によ  
りなされることになっておりますが、  
これは労働關係に關する統一行政運  
営の上からは誠に異例であります。が、  
公共企業体の特に密接なる監督大臣と  
の關係から、かかる方法を止むを得ず  
取り、これにより公共企業体の紛争を  
迅速に解決する必要があると考えられ  
たためであります。

第六節におきまして、仲裁に關する  
方法機關を設けておりますが、労働紛  
争に占める仲裁の制度は誠に重大で  
ありまして、これが運用は特に慎重且  
つ適確でなければならぬものと信ず  
るものであります。特に本章におきま  
しては、強制仲裁の制度が設けられて  
るのであります。事は更に重大であ  
ろうと考えております。このため公共  
企業体の仲裁委員会には、事務に練達  
にして且つ公正な人を得なくてはなら  
んと存じますので、これが人選は特に  
労働關係について経験が深く、且つ中  
正なる立場にある中央労働委員会と船  
員中央労働委員会の会長の選出する人  
人を委員の候補者とするにいたした  
し、以上の必要に應じ得るものと考  
えております。而も仲裁も調停のごとく  
これを実行して行く上に、關係当事者  
の意向を酌み得る人であることが又必  
要でありますので、關係当事者に中労  
委と船員中労委の会長の選んだ委員候  
補者の中から相互に協議して三名の委  
員候補者を決定して、内閣総理大臣に  
届け出しめることにいたしてありま  
す。併しこの關係当事者の協議が三十  
日以内に調いませんとときは、仲裁委員  
の調停委員会の委員とは異なる性格か  
ら見て、中労委及び船員中労委の会長  
がみずから三名の委員候補者を選び、  
内閣総理大臣に届け出で、これに基  
て委員の委嘱がなされることになって  
おります。かくのごとくして選ばれた  
仲裁委員会の委員はどのまでも厳正中  
立でなければならぬもので、一方に  
偏することのないよう一定の資格条件  
を定め、更に事務遂行に支障なからし  
めるため一定の罷免条件を附してあり  
ます。

次に仲裁の開始のうち、特に重要な  
ものは三点であります。その第一点  
は、調停にかかりまして、調停委員  
が事を審査いたしましたして、調停に  
は解決困難と認められるもの、又はそ  
の他の理由に至る仲裁を要すると判断  
される事案は、その調停委員会の決議  
により仲裁することとしたこと。  
第二点は、調停が開始されてから二ヶ  
月経過しても尚解決し得ない事案は、  
自動的に仲裁に附されることとしたし  
たこと。第三点は、労働、運輸、大蔵  
の各大臣から仲裁の請求がなされた  
とき仲裁が開始することでありま  
す。以上三点は關係当事者の意思に拘わ  
らずして事案が仲裁にかかるいわゆる  
強制仲裁であります。労働關係の調整  
は、自主的になされることの望ましい  
ことは労働關係法規の基本的精神であ  
りまして、強制仲裁のごときとはこ  
の精神からはやや離れております。併  
しながら爭議行為の実行を禁ぜられた  
労働者の地位をよく保全し、向上せし  
めまうには、事案の解決が迅速になさ  
れなければならぬのであります。又一

方には労働關係の不安をいつまでも残  
しますことは、公共企業体の正常な運  
営と船名の発達の土から見まして重要  
でありますので、かかる強制仲裁の制  
度を設けざるを得ないのであります。  
併しながら強制仲裁の制度の運用は余  
程適正に行わなければ重大な結果さ  
惹起されることが予想されます。か  
る理由よりいたしまして、この章に定  
められます仲裁に關する諸規定の運用  
は誠に重大と言わざるを得ません。  
以上この法案を提出するに至りまし  
た理由と、法案の構成の概略について  
説明いたしました次第であります。この  
法案につきまして、十分御審議の上、  
各位の御意見を得て、その成立の得ら  
れますことをお願いいたします次第でござ  
います。

○委員長(山田節男君) 次に本委員会  
に付託になりました職業安定委員会  
の旅費支給額改訂に關する件でござ  
います。竹下政府委員より提案理由  
の御説明をお願いいたします。  
○政府委員(竹下重次君) 職業安定委  
員会委員の旅費支給額改訂案を審議せ  
られるに當りまして、本案の提案理由  
を御説明申し上げます。  
第二回國會に提案しました職業安定  
委員会委員旅費支給額は、本年六月三  
十日議決を得まして直ちにこれを実施  
しておりましたが、最近の経済事情、  
特に現在進行中の物價改訂等による影  
響によつて著しく低額に失するに至り  
ましたので、これが支給額の改訂につ  
きましては、職業安定法第二十條の規  
定に基いて、これを兩議院の労働委員  
会の合同審査会の議を経て國會の議決  
を経なければならぬことになつてお  
りますので、ここに提案する次第であ  
ります。

本案の目的とするところは、職業安  
定委員会委員が委員會に出席する場  
合、又は実情調査等公務のために本邦  
内を旅行する場合において、それに要  
する旅費、船賃、車馬賃、日当、宿  
泊料等の旅費を支給するのであります。  
この支給額は一應官吏の旅費額を  
基準として定めましては、第二回  
國會に提案いたしましたときに御説明  
申上げた通りであります。即ち今回官  
吏旅費支給額が暫定的な改訂が行われ  
ましたので、職業安定委員会委員に対  
する支給額もそれに準じて改訂しよう  
とするものであります。その増加額  
は一律に官吏の相当職の増加額と同等  
に増加した次第であります。

以上本案の趣旨及びその内容の大体  
について御説明申し上げたのでありま  
す。何とぞ御審議の上速かに御議決あ  
られんことをお願い申し上げます。  
○委員長(山田節男君) 只今政府委員  
の御説明になりました職業安定委員会  
委員の旅費支給額改訂に關する件であ  
ります。この点については、職業安  
定法第十二條第十一項によりまして、  
衆議院と參議院の合同審査会の議決を  
経ることになつておりますが、政府の  
提案の理由の説明並びに質疑を終りま  
した後に合同審査会の議決を求めるよ  
うに取計らひまして御異議ございま  
せんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○委員長(山田節男君) それでは御異  
議ないものと認めましてさう取計ら  
います。  
それでは今日の労働委員會はこれを  
以て閉会をいたします。  
午後零時十五分散會

出席者は左の通り。  
委員長 山田 節男君  
理事 一松 政二君  
平野善治郎君  
早川 慎一君  
委員 原 虎一君  
田村 文吉君  
水橋 藤作君  
政府委員 労働事務次官 竹下 重次君  
十二月三日本委員會に左の事件を付  
託された。  
一、公共企業体労働關係法案(閣法第  
六号ノ予)

公共企業体労働關係法案  
公共企業体労働關係法  
目次  
第一章 総則(第一條—第三條)  
第二章 職員の組合(第四條—第  
七條)  
第三章 団体交渉及び交渉委員の指  
名(第八條—第十六條)  
第四章 爭議行為(第十七條—第十  
八條)  
第五章 苦情及び紛争の調整並びに  
調停(第十九條—第二十五條)  
第六章 仲裁(第二十六條—第三  
十七條)  
第七章 雜則(第三十八條)  
附則  
第一章 総則  
(目的及び關係者の義務)  
第一條 この法律は、公共企業体の  
職員の労働條件に關する苦情又は  
紛争の友好的且つ平和的調整を図  
る上に団体交渉の慣行と手続と

を確立することによつて、公共企業体の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進し、擁護することを目的とする。

2 國家の経済と國民の福祉に対する公共企業体の重要性にかんがみ、この法律で定める手続に關する關係者は、経済的紛争をできるだけ防止し、且つ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を盡さなければならぬ。

(定義)

第二條 この法律において「公共企業体」とは、左に掲げるものをいふ。

- 一 日本國有鐵道
- 二 日本專賣公社

2 この法律において「職員」とは、常時公共企業体に勤務して一定の報酬を受ける者であつて、役員及び二箇月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいふ。

(適用範圍)

第三條 公共企業体の職員に關する労働組合(以下組合という)並びに労働關係及びその調整については、この法律の定めるところにより、この法律に定めないものについては、労働組合法(昭和二十年法律第五十一号)第十一條、第十二條及び第二十四條から第三十七條までの規定を除く。の定めるところによる。

第二章 職員の組合

(職員の團結權)

第四條 職員は、組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができ

る。但し、管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取扱う者は、組合を結成し、又はこれに加入することができない。

2 前項但書に規定する者の範圍は、政令で定める。

3 公共企業体の職員でなければ、その公共企業体の職員の組合の組合員又はその役員となることができない。

(不平等取扱の禁止)

第五條 公共企業体は、組合員であること、又は組合のために正当な活動をしたことをもつて、職員として雇入れず、又は不利益な取扱をなし、若しくは解雇してはならない。職員は、組合に加入しなかつたことをもつていかなる不利益な取扱も受けない。

2 公共企業体は、その職員が組合に加入しないこと、又は組合から脱退することを雇用條件としてはならない。

(組合規約の必要記載事項)

第六條 組合は、その規約に、無記名投票による役員選挙及び組合員に會計報告をなさしめるための公正な外部の監査人による組合資金の定期的監査の規定を設けなければ、この法律に定める権利を受け、手続に參與することはできない。且つ、組合規約には、その組合員が適当な期間ごとに、會計報告を要求することができ旨を規定しなければならない。

(専従職員)

第七條 公共企業体は、その定める一定数を限り、その職員が組合の役員としてもつばら組合の事務に

従事することを許可することができる。この場合においては、いかなる給與も支給してはならない。

第三章 団体交渉及び交渉委員の指名

(団体交渉の範圍)

第八條 公共企業体の管理及び運営に關する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

2 第四條の規定により組合に加入できない者以外の職員に關する左に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに關し労働協約を締結することを妨げない。

- 一 賃金、労働時間及び労働條件
- 二 就業規則
- 三 時間外労働賃金
- 四 休日及び休暇
- 五 懲戒規則並びに昇職、降職、轉職、免職、休職及び先任権の基準に關する規則
- 六 苦情処理機關
- 七 完全
- 八 労働協約の終期、更新及び延長

(交渉委員)

第九條 団体交渉は、もつばら、公共企業体を代表する交渉委員とその公共企業体の職員を代表する交渉委員とにより行ふ。

2 交渉委員の最大限の数及びその機能は、政令で定める。

(団体交渉を行うに適當な單位の決定)

第十條 公共企業体とその職員又はその組合は、協議により団体交渉を行うに適當な單位(以下單位という)を決定しなければならない。

2 公共企業体とその職員又はその組合は、毎年一月三十一日までに労働大臣に前項の單位を届け出なければならない。

(職員を代表する交渉委員の選出)

第十一條 公共企業体の職員を代表する主たる組合は、その組合員以外の職員の代表者と協議して交渉委員を指名し、毎年二月二十五日までに労働大臣に届け出なければならない。交渉委員(交渉委員の兼任の場合の補欠者を含む)は、公共企業体の交渉委員と交渉するために、公共企業体の総ての職員を代表する排他的代表者である。この代表者が選出され得なかつたときは、左の條項が適用されるものとする。

組合と他の職員の代表者が交渉委員の指名に参加する適當な組合の代表者について意見が一致しないか又はその他の理由によつて、二月二十五日までに交渉委員を選出することができなかつたときは、労働大臣は、交渉委員がこの法律によつて定められる基準によつて選出されるために、三十日以内に必要措置をしなければならぬ。この目的のために、労働大臣は、左のことを決定するものとする。

- 一 職員のいかなる單位が団体交渉を行うに適當であるか。
- 二 指定された單位の中でのいかなる組合又は他の職員の代表者が、交渉委員の最終的選出に参加すべきであるか。
- 三 組合又は他の職員の代表者による交渉委員の最終的選出の投票手続。この投票手続には、投票に参加する組合又はその他の職員の集團の數と數的勢力に適當な考慮が拂われなければならない。

2 前項第一号の決定を行うときは、労働大臣は、單位の職員の集團がその職權、資格、経験、職務、賃金、労働時間及びその他の労働條件において利害を同一にするように考慮を拂わなければならない。

3 第一項第二号の決定を行うときは、労働大臣は、特別の事情があることを認めるときは、職員の多數の希望を確めるために、職員に無記名投票による選挙を命じ、これを管理することができ。この選挙における有権者の指定に關する事項、選挙日に關する適當な注意事項の決定、適當な投票所の選定、選挙監視者の任命、並びに迅速な、正確な、忠実な投票の計算の保障等選挙の管理に關する事項は、政令で定める。

(異議の申立)

第十二條 公共企業体の職員又はその組合で前條の交渉委員の指名について異議のあるものは、その指名後五日以内に労働大臣に対し、異議を申立をすることができ。

2 前條の異議の申立及び解決の手続は、政令で定める。

(公共企業体を代表する交渉委員の選出)

第十三條 公共企業体は、交渉委員(交渉委員兼任のときの後任者を含む)を決定し、毎年二月二十五日までに労働大臣に通知しなければ



し、若しくは加入しないことがで  
役員としてつばら組合の事務に  
い、決定しなければならな  
三 組合又は他の職員の代表者に  
よる交渉委員の最終的選出の投  
含むを決定し、毎年二月二十五  
日までに労働大臣に通知しなけれ

ばならない。

(交渉委員の証明及びその任期)

第十四条 労働大臣は、関係者の請求があるときは、交渉委員であることの証明書を交付しなければならない。

2 交渉委員の任期は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。但し、補充委員は、前任者の残任期間その職務を行う。

(団体交渉の回数)

第十五条 公共企業体及び職員を代表する交渉委員の会合は、一方の請求があれば開くことができる。但し、その会合は、毎年少くとも一回資金その他雇用の基礎的條件に関する事項を具体化した成文の労働協約を締結する目的をもつて開かなければならない。

(資金の追加支出に対する国会の承認の要件)

第十六条 公共企業体の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とするいかなる協定も、政府を拘束するものではない。又国会によつて所定の行爲がなされるまでは、そのような協定に基いていかなる資金といえども支出してはならない。

2 前項の協定をしたときは、政府は、その締結後十日以内に、これを国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中のときは、国会召集後五日以内に付議しなければならない。国会による承認があつたときは、この協定は、それに記載された日附にさかのぼつて効力を発生するものとする。

第四章 争議行爲

(争議行爲の禁止)

第十七条 職員及びその組合は、同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行爲をすることができない。又職員は、このような禁止された行爲を共謀し、そのおかし、若しくはあつてはならない。

2 公共企業体は、作業所閉鎖をしてはならない。

(第十七條に違反した職員の身分)

第十八条 前條の規定に違反する行爲をした職員は、この法律によつて有する一切の権利を失ひ、且つ、解雇されるものとする。

第五章 苦情及び紛争の調整並びに調停

(苦情処理共同調整会議)

第十九条 苦情処理共同調整会議は、公共企業体の代表者二名と職員の代表者二名とをもつて構成し、第十條又は第十一條に基いて指定された各単位ごとに設置する。苦情処理共同調整会議は、日常の作業条件から起る職員の苦情を適当に解決しなければならぬ。

2 苦情処理共同調整会議の権限及び運用の細目は、公共企業体と職員の交渉委員の間の交渉で定めらる。

(調停委員会)

第二十条 日本國有鉄道とその職員との間の苦情及び紛争の調停は、國有鉄道調停委員会が、日本専賣公社とその職員との間の苦情及び紛争の調停は、専賣公社調停委員会が行ふ。

2 國有鉄道調停委員会及び専賣公社調停委員会は、それぞれ中央に置かれる委員会(以下中央調停委員会という)と地方に置かれる委員会(以下地方調停委員会という)とする。

3 地方調停委員会の名称、位置及び管轄区域は、中央調停委員会の勧告に基いて、政令で定める。

4 地方調停委員会は、その管轄区域内の事務を、中央調停委員会は、二区域以上に係る事務及び地方調停委員会が調停をなし得なかつた事業に係る事務をつかさどる。

5 中央調停委員会は、それぞれ地方調停委員会から報告を徴し、その事務処理に必要な指示をすることが出来る。

(委員)

第二十一条 各調停委員会は、三名の委員によつて構成される。

2 前項の委員は、左の各号により選出された委員の候補者について、内閣総理大臣が委嘱する。

一 公共企業体及び職員を代表する交渉委員は、それぞれ委員の候補者として推薦すべき者の名簿を作成し、相互にこれを交換する。

二 公共企業体の交渉委員は、職員又はその組合から提出した名簿の中から委員の候補者一名を、職員の交渉委員は、公共企業体の提出した名簿の中から委員の候補者一名をそれぞれ選出する。

三 前号の規定により選出された二名の委員の候補者は、協議して第三の委員の候補者を選出する。

四 前二名の委員の候補者の決定に當つては、各一名の補充候補者をあわせて選出しなければならない。

五 公共企業体及び職員の交渉委員は、前四号により選出された委員の候補者及び補充候補者の名簿を毎年三月二十五日までに内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 調停委員会の委員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

4 調停委員会の委員は、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。又政令の定める手当を受けることができる。

(委員長)

第二十二条 調停委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、委員会の事務を統理し、委員会を代表する。

(事務局)

第二十三条 調停委員会に、その事務を整理するため、事務局を置く。

(調停の開始)

第二十四条 調停委員会は、左の各号の一に該当する場合に調停を行う。

四 調停委員会が職権に基いて調停を行う必要があると決議したとき。

五 日本國有鉄道の労働関係に関しては運輸大臣又は労働大臣、日本専賣公社の労働関係に関しては大蔵大臣又は労働大臣が調停委員会に調停の請求をしたとき。

(手続及び管理に関する事項)

第二十五条 この章に規定するものの外、調停委員会に關して必要な事項は、政令で定める。

第六章 仲裁

(公共企業体仲裁委員会)

第二十六条 内閣総理大臣の委嘱する三名の委員をもつて構成する公共企業体仲裁委員会(以下仲裁委員会という)を設ける。

2 労働組合法の定める中央労働委員会及び船舶中央労働委員会の会長(以下推薦委員という)は、仲裁委員会の委員の候補者十二名を選出し、その名簿を公共企業体及びその職員を代表する交渉委員に對し提示する。これらの交渉委員は、仲裁委員会を構成すべき三名の候補者及び同数の補充候補者を選出し、同意の上、内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 前項の同意が三十日以内になされないときは、推薦委員は、自ら三名の候補者及び同数の補充候補者を決定して内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第二項又は前項の報告に基いて仲裁委員会の委員を委嘱する。

(委員の欠格条件)

第二十七條 左の各号の一に該当する者は、仲裁委員会の委員であることができない。  
一 禁治産者若しくは准禁治産者  
二 禁以上刑に処せられた者  
三 国会又は地方公共団体の議会の議員  
四 政党の役員(委嘱の日以前一年の間にその地位にあつた者を含む。)

五 公共企業体に対し物品の納入又はその工事の請負を業とする者(委嘱の日以前一年の間にこのような地位にあつた者を含む。)

六 公共企業体の役員及び職員(委員の任期)

第二十八條 仲裁委員会の委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間その職務を行う。委員は、再任することができる。

(委員の罷免)

第二十九條 労働大臣又は運輸大臣若しくは大蔵大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合において、内閣総理大臣に対して委員の罷免を求めることができる。

2 前項の要求があつた場合において、内閣総理大臣は、その要求が妥当であると認めるときは、その委員を罷免して、補欠候補者を委員に委嘱することができる。内閣

総理大臣は、その他の理由により、委員が委員たるに適しないと認めるときも、同様の措置をとることができる。

(委員の互選)

第三十條 仲裁委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、仲裁委員会の事務を統理し、委員会を代表する。

(事務局)

第三十一條 仲裁委員会に、その事務を整理するため、事務局を置く。

(規則制定権)

第三十二條 仲裁委員会は、仲裁の手續その他事務処理に関する事項に關し、規則を定めることができる。

(仲裁の範圍)

第三十三條 本章に定める仲裁手續は、第八條に定める団体交渉の對象たるべき事項であつて、第三章に定める団体交渉手續又は第五章に定める調停手續によつて解決し得ない紛争の問題について行われる。仲裁は、労働協約の條項の解釈及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十六條の規定による協定に關して生ずる紛争についても行われるものとする。

(仲裁の開始)

第三十四條 仲裁委員会は、左の各号の一に該当する場合に仲裁を行う。

一 関係当事者の双方から仲裁委員会に仲裁の申請がなされたとき。

二 関係当事者の双方又は一方から労働協約の定により仲裁委員

会に仲裁の申請がなされたとき。

三 調停委員会の委員の過半数の決議により、その委員会において調停中の紛争について仲裁委員会に仲裁の請求がなされたとき。

四 二箇月以内に調停が成立しなかつたとき。

五 運輸大臣若しくは大蔵大臣又は労働大臣が仲裁委員会に仲裁の請求をしたとき。

(仲裁委員会の裁定)

第三十五條 仲裁委員会の裁定に対しては、当事者双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。但し、第十六條に規定する事項について裁定の行われたときは、同條の定めるところによる。

(仲裁委員会の指示)

第三十六條 仲裁委員会が第五條違反の行爲があると決定したときは、その公共企業体に対しその行爲の取消を命ずることができる。

(準用規定)

第三十七條 労働組合法第二十八條

から第三十一條まで及び第三十四條から第三十七條まで並びに労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十二條、第三十三條及び第四十三條の規定は、仲裁委員会に關して準用する。

2 この章に規定するものの外、仲裁委員会に關して必要な事項は、政令で定める。

第七章 雜則

(行政権限)

第三十八條 この法律に特別の定めがあるものを除き、この法律の運用及び施行は、労働省がつかさどるものとする。

附則

1 この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

2 公共企業体の設立後最初に委嘱された仲裁委員会の委員の任期は、内閣総理大臣の定めるところにより、各一年、二年、三年とする。

3 労働組合法第五條、第六條、第八條及び第十九條第二項に規定する行政官廳の権限並びに同法第十五條に規定する労働委員会の権限

は、労働大臣が行う。この場合において、同法第六條及び第八條に定める労働委員会の決議は、要しないものとする。

十二月四日本委員会に左の事件を付託された。

一、職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關し議決を求めるの件(閣議第一号)

職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關し議決を求めるの件

職業安定委員会委員の旅費支給額改訂に關する件

職業安定法第十二條の規定による職業安定委員会委員が、その公務のため旅行する場合の旅費額は昭和二十三年七月十日(準急行料金)については昭和二十三年七月十八日、宿泊料については昭和二十三年八月十日以後の旅行につき別表の通り改訂支給する。これが支給方法は内閣府規則及び関係規定によるものとする。

別表

職業安定委員会旅費額

| 区 分                 | 鉄道賃<br>及船賃 | 車馬賃一キ<br>ロにつき | 日当一日に<br>つき | 甲 地方  | 乙 地方   | 食卓料一夜<br>につき |
|---------------------|------------|---------------|-------------|-------|--------|--------------|
| 中 央 委 員 長           | 一 等 等      | 四四八十銭         | 百九十二円       | 九百六十円 | 七百六十八円 | 百九十二円        |
| 地方又は<br>特別地区<br>委員長 | 二 等 等      | 四四五十銭         | 百八十円        | 九百円   | 七百二十円  | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四四二十銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 七百二十円  | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四四一〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四四〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四三九〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四三八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四三七〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四三六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四三五〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四三四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四三三〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四三二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四三一〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四三〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四二九〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四二八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四二七〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四二六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四二五〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四二四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四二三〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四二二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四二一〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四二〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四一九〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四一八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四一七〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四一六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四一五〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四一四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四一三〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四一二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四一一〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四一〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四〇九〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四〇八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四〇七〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四〇六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四〇五〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四〇四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四〇三〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四〇二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四〇一〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 四〇〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三九九〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三九八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三九七〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三九六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三九五〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三九四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三九三〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三九二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三九一〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三九〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三八九〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三八八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三八七〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三八六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三八五〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三八四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三八三〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三八二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三八一〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三八〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三七八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三七六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三七四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三七二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三七〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三六八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三六六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三六四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三六二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三六〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三五八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三五六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三五四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三五二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三五〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三四八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三四六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三四四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三四二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三四〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三三八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三三六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三三四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三三二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三三〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三二八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三二六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三二四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三二二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三二〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三一八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三一六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三一四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三一二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 三一〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 二〇八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 二〇六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 二〇四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 二〇二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 二〇〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一九八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一九六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一九四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一九二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一九〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一八八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一八六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一八四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一八二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一八〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一七八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一七六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一七四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一七二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一七〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一六八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一六六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一六四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一六二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一六〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一五八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一五六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一五四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一五三〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一五二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一五一〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一五〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一四九〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一四八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一四七〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一四六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一四五〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一四四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一四三〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一四二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一四一〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一四〇〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一三九〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一三八〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一三七〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一三六〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一三五〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一三四〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一三三〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |
| 地 方 委 員 長           | 二 等 等      | 一三二〇銭         | 百六十八円       | 八百四十円 | 六百七十二円 | 百八十円         |